

活動に関する情報を提供します!!

阿蘇市 地域づくり団体の登録申請

について

まちづくり商工観光課では、市に寄せられる様々な情報を、地域づくり団体の皆様に提供し、活動に役立ててもらおうと考えています。そのために各団体名等を把握する必要がありますので、ぜひ、登録申請にご協力ください。

なお、阿蘇市の地域づくり団体（法人格を有しない任意団体等）は全て対象となります。業種や会員数・活動範囲等は一切問いません。

登録していただいた
団体には…



物産市、展示会等の出展案内、他の地域づくり団体の活動内容や成功事例の紹介、地域づくり等の講演会案内の情報を随時提供します。

法人格を有しない任意団体等

出展案内、各種講演会等の
情報提供
(メール又はファックスで送信)

農林業振興団体

観光振興団体

商工振興団体

保健予防活動団体

文化振興団体

福祉活動団体

環境(美化清掃)活動団体

地域づくり団体

他の地域づくり団体の
活動内容等の情報

阿蘇市

「登録手続」の方法

方法1

阿蘇市のホームページに申請用紙がありますのでダウンロードし、必要事項を記入後メール又はFaxで送信いただくか、阿蘇市役所まちづくり商工観光課へ送付又は持参してください。

ダウンロードURL

http://www.city.aso.kumamoto.jp/content8/sinsei_dantai.htm

方法2

阿蘇市役所まちづくり商工観光課にご連絡いただければ、『登録申請書』を郵送・Fax・メールしますので、お気軽にご一報ください。必要事項を記入後メール又はFaxで送信いただくか、阿蘇市役所まちづくり商工観光課へ送付又は持参してください。

メールで登録申請書を送信する場合

info@city.aso.kumamoto.jpへ
送信してください。

なお宛名は「まちづくり商工観光課」でお願いします。

Faxで登録申請書を送信する場合

Fax番号 22 - 4577 へ
送信してください。

なお宛名は「まちづくり商工観光課」でお願いします。

※申請の締切日：
5月31日(火)

登録料等の料金の支払いについては一切発生しません。

問合せ先

〒869 - 2695

阿蘇市一の宮町宮地504 - 1

阿蘇市役所まちづくり商工観光課

まちづくり推進係

Tel 22 - 3174

Fax 22 - 4577

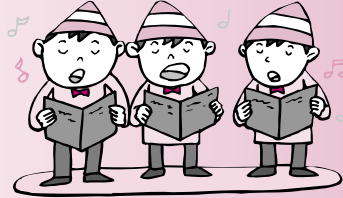
ホームページアドレス

<http://www.city.aso.kumamoto.jp/>

生の舞台を楽しもう!

～「阿蘇おやこ劇場」へ入会しませんか～

おやこ劇場とは、生の舞台（人形劇・舞台劇・音楽）を見ることを通して、子ども達の豊かな感性や創造力を育て、親子共々育ち合い、そして楽しい活動を皆で作りに出していくところです。



※おやこ劇場は非営利組織（NPO）です。
会費は全ておやこ劇場の活動資金になります。

阿蘇おやこ劇場は…

- ★どなたでも、いつからでも入会できます
- ★年間会費は、1世帯1,000円
- ★会費は、お知らせ等の通信など運営費用に使います。
- ★公演・行事などに参加する時は、チケット・参加費は別途必要です。
- ★年2～3回、プロの劇団による公演を開催します。
- ★年2～3回、自主活動(きもだめし、クリスマス会など)を行います。



▲おやこ劇場の活動として、平成14年から行っているつつじ祭りでの「街を遊ぶ(忍者ごっこ)」の様子。今年もたくさん子ども達と、皆で楽しめる活動をやっています!

阿蘇おやこ劇場：代表 小野美子
お申込み・詳細は Tel：22 - 3830(松本)
Tel：32 - 0039(小野)

子育て支援センター情報

「びよびよ広場」今月のプログラム

日にち	活動予定
5/11 (水)	計測・育児相談(保健師) おしゃべりタイム
5/18 (水)	ピクニックにいこう! 可愛い動物と触れ合おうね
5/25 (水)	5月生まれのお友だちおめでとう! お楽しみ会・体験試食会
6/1 (水)	計測・育児相談(保健師) おしゃべりタイム
6/8 (水)	さつまいもを植えよう!
6/15 (水)	よい歯のお話(歯科衛生士)

活動時間：10:00～11:30

場 所：阿蘇市子育て支援センター
阿蘇市三久保641-2 Tel 32 - 3843
持ってくるもの：水筒(お茶)

※月～金曜日(祝祭日は除く)、センターを開放しています。
気軽に遊びに来て下さい。

5月18日のピクニックは…

場 所：モーモーファーム竹原牧場
阿蘇市西町 Tel 34 - 1153

集 合：10:30(現地集合)
持ってくるもの：お弁当・水筒・おやつ・帽子
※雨天時は順延します。

「あくあく広場」今月のプログラム

日にち	活動予定
5/17 (火)	さつまいもの苗植え (汚れていい服装・着替えを持参下さい)
5/25 (水)	Be Happy (わいわい子育て相談会)
5/31 (火)	5月生まれのお友だちおめでとう! 誕生会・計測
6/7 (火)	歯科講座(歯科衛生士) *歯ブラシを持参下さい
6/14 (火)	体験保育 (ひかり幼稚園・現地集合)

活動時間：10:00～

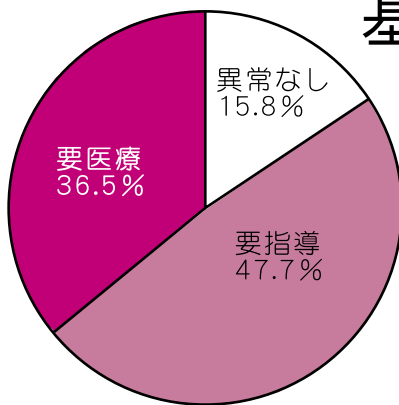
場 所：りんどう保育園内 Tel 22 - 4539

Be Happy(わいわい子育て相談会)は、江崎真澄先生をはじめとするスタッフ(栄養士・療育専門)が、お母さん方のちょっとした悩みに応えてくれます。栄養士の手作りおやつも好評です。

※すくすく広場に参加される際は、各自で帽子と水筒をご持参下さい。

※月～土曜日は、園庭・室内を、日曜日は園庭のみを開放しています。気軽に遊びに来て下さい。

円グラフで見ると…



基本健診の総合判定

は～い！
保健師です

受診者：3,705人

	異常なし	要指導	要医療
男	172人	636人	586人
女	412人	1,131人	768人
計	584人	1,767人	1,354人

●年1回の健康診査で、 自分の健康を守りましょう

合併前の阿蘇市民の健診結果を見てみましょう

平成16年度の3町村の基本健診結果は上の表とおりで、
主な項目別の異常者は下表のとおりです。

項目	異常のある人
血圧	2,307人
脂質	1,835人
血糖	407人

健康で長生き「健康寿命」を延ばして充実した生活をおくるためには、これら生活習慣病の発生を抑えたり、重症になるのを防ぐ事が大切です。

しかし、それぞれの検査項目の数値があまり高くなくても将来重い病気になる危険性が高い人達がいると言われています。それがメタボリック症候群です。

「ちょっと太め」でも要注意！メタボリック症候群

心筋梗塞や脳梗塞の危険性を高める、として「メタボリック症候群」が注目をあびています。

メタボリック症候群の原因は、**内臓肥満**とされています。外国や日本のデータから成人全体の約20%がメタボリック症候群と推定されています。

日本高血圧学会、日本肥満学会が発表した判定基準は、**内臓肥満**（ウエスト周囲が男性85cm以上・女性90cm以上の方）に加え次の4つの項目のうち、2つ以上があてはまる事です。

- ① 中性脂肪150mg/dl以上
- ② HDL(善玉コレステロール)が
男性40mg/dl未満、女性50mg/dl未満
- ③ 血圧が130/85mmHg以上
- ④ 空腹時血糖110mg/dl以上



一つ一つは高い数値でなくとも、企業労働者を対象にした研究では、メタボリック症候群の場合、健康な人の数倍冠動脈疾患が増えるという報告もあります。

複数の症状を併せ持つ人に対しては、早期の総合的な生活習慣改善が必要になります。そのためにも、年に一回の健康診査を受けることが大切です

今年2月に、「各種健診希望調査書」をご家庭から提出していただきましたが、まだ出されていない方で、**【巡回健診】**「複合健診」を希望される方は、申し込みが間に合いますので5月23日までにご提出ください。健診について詳しく知りたい方は、担当までご連絡下さい。

巡回健診・複合健診の申し込みは5月23日まで

*問合せ先：阿蘇市一の宮保健センター（蔵原・田淵） Tel：22-5088

困ったなあ… そんなときは、

保険料の納付猶予制度・免除制度をご利用下さい

～免除・猶予制度の申請は、本庁及び各支所の国民年金担当窓口へ～

●20歳台の方に新制度！

若年者納付猶予制度

(平成17年4月～)

20歳台の方を対象に、新しい制度が始まります。

本人(配偶者を含む)の前年の所得が一定以下の場合、申請して承認されると月々の保険料を後払いにすることができます。世帯主の所得は審査の対象としません。

毎年申請が必要です。

●学生の方に！

学生納付特例制度

(猶予制度)

※学生本人の前年の所得が一定以下の場合、申請して承認されると、在学中の保険料を後払いにすることができます。

毎年申請が必要です。

※対象学生:大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校その他の教育施設に在学する学生です。対象外の学校もありますので、個別にお尋ね下さい。

●失業や収入減には

保険料免除制度

【法定免除】

生活扶助や障害基礎年金を受けている方は、届出によって保険料が免除されます。

【申請免除】…毎年申請が必要です。

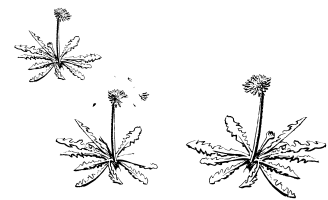
「全額免除」「半額免除」の2種類があり、本人、配偶者、世帯主の全員の前年所得が一定の要件を満たしている場合に承認されます。

免除・猶予の所得基準のめやす

・・・申請する際に、所得の確認を行いますが、本人・配偶者・世帯主の所得を基準としますので、所得の申告をしておいて下さい。

世帯の構成	免除・猶予の対象となる所得(収入)のめやす	
	全額免除 若年者納付猶予	半額免除 学生納付特例
単身世帯	57万円 (122万円)	141万円 (227万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	195万円 (304万円)
4人世帯(夫婦・子供2人) 子供1人は16歳以上23歳未満	162万円 (258万円)	282万円 (420万円)

この表の所得(収入)はあくまでも目安です。
詳しくは、阿蘇市役所国民年金係または社会保険事務所にお問い合わせ下さい。



猶予・免除・未納をくらべてみると…!?

	年金を受けるための資格期間(25年)には？	年金額には反映する？	障害基礎年金や遺族基礎年金の資格期間(納付要件)には？	後から保険料を納める場合は？
若年者納付猶予 学生納付特例	資格期間に含まれます	追納しないと、年金額に反映しません(0円)	保険料納付済期間と同じように取り扱います	10年以内であれば追納(後払い)することができます
法定免除 全額免除		免除期間の年金額は、1/3で計算されます		
半額免除	半額保険料を納めれば含まれます	半額保険料を納めれば2/3で計算されます	納期限内に半額の保険料を納めていれば、納付済期間として取扱います	
未納	資格期間には含まれません	年金額には反映しません	資格期間には含まれません	2年を過ぎると、保険料を納めることができなくなります

※追納はお早めに・・・保険料を追納する場合、免除等を受けた年度から2年を経過した分は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。経過期間が長いほど加算額が高くなりますのでご注意ください。